

宇治市監査委員公表第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 17 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

アクティオ株式会社が指定管理者を務める宇治市文化会館の管理運営状況について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、産業観光部文化スポーツ課・アクティオ株式会社における宇治市文化会館の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和6年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和8年1月5日から30日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年2月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査対象施設の概要

1 施設の概要

ア 所在地	宇治市折居台一丁目1番地
イ 竣工	昭和59年9月
ウ 延床面積	約11,831 m ²
エ 構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
オ 主な施設内容	大ホール、小ホール、リハーサル室、練習室

2 業務

- (1)宇治市文化会館の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務
- (2)宇治市文化会館の使用許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (3)前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 指定管理者選定方法 公募
- 5 利用料金制度 導入
- 6 利用実績(令和 6 年度)

施設区分	人数(人)
大ホール	72,024
小ホール	18,941
リハーサル室	3,212
練習室	1,603
その他	3,642
合 計	99,422

第 7 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。文化スポーツ課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 文化スポーツ課、アクティオ株式会社

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
- (2) 施設の使用許可について
使用許可申請書の様式の一部不備等が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 施設設備等の維持管理について
消防用設備の機器点検が未実施であった。今後は適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 支出事務、契約事務及び現金管理について
適正に処理、管理されていた。
- (5) 備品管理状況について
備品台帳の登録品名と異なるものが見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。